

住機ま発第 12324 号
令和 2 年 12 月 22 日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 御中

独立行政法人住宅金融支援機構
まちづくり業務部長

旧住宅金融公庫融資賃貸住宅の賃貸借契約に係る制限事項について（ご依頼）

平素から機構業務につきまして格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年度以前に旧住宅金融公庫にお借入れのお申込みをされて融資を受け、建設された賃貸住宅につきましては、融資金のご返済期間中、入居者と締結する賃貸借契約の内容に関する制限事項が定められています。

つきましては、貴会会員各位様にご協力いただきたく、別添の内容を会員各位様へご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、今般、会計検査院より、当該賃貸住宅において、入居者との賃貸借契約に係る制限事項を設けているにもかかわらず、敷金の過徴収や礼金の受領などの制限事項に違反している物件がある旨の指摘を受けておりますので、申し添えます。

<照会先>

まちづくり業務部

賃貸融資業務グループ

十亀（そがめ）、石崎、酒井

電話：03-5800-8180